

国民健康保険税

医療費などを補助する大切な財源です

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者がお金(国民健康保険税)を出し合って、医療費などを補助する「助け合いの制度」。国、県の負担金や市の繰入金とともに医療費を支払うための大切な財源です。

納税義務者

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主であっても、世帯内に加入者がいれば、その世帯主に課税されます。

税率および課税方法

税率は前年度と変更ありません。加入している人それぞれの所得割、資産割、均等割を計算して、その世帯で合算し、平等割を加えた合計金額が課税されます。

また医療分、後期高齢者支援金分は0歳から75歳未満、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が課税の対象となります。

保険税の軽減(減額)

前年の所得が一定額以下の世帯は、均等割、平等割を軽減します。ただし、世帯内に所得の申告をしていない人がいると、軽減されません。

＜国民健康保険税の税率＞

課税区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額 (前年の所得－33万円)×税率	6.5%	1.5%	1.2%
資産割額 土地と家屋の固定資産税額×税率	30.0%	－	－
均等割額 加入者1人当たり	12,000円	12,000円	12,000円
平等割額 1世帯当たり	20,000円	－	－
課税限度額 世帯に課税される上限の額	47万円	12万円	9万円

●6割軽減

世帯主と加入者の前年所得の合計が33万円以下

●4割軽減

世帯主と加入者の前年所得の

合計が33万円＋加入者数(世帯主を除く)×24・5万円以下

後期高齢者医療制度により影響を受ける世帯の負担を緩和

●所得の少ない世帯の軽減

世帯員が後期高齢者医療制度に移行することによって、国保の加入者が減少しても、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じに均等割、平等割が軽減されます。

●世帯での平等割が軽減

国保の加入者が後期高齢者医療制度に移行して、国保の加入者が1人となる世帯は、平等割が半額になります。

●扶養されていた人の減免措置

社会保険などの加入者本人が、後期高齢者医療制度に移行し、扶養されていた人(65歳以上75歳未満)が国保に加入したときは、申請により減免措置が受けられます。

●非自発的失業者に係る保険税の軽減

勤務先の倒産、解雇などにより離職した人は、平成22年度以

降の保険税を軽減します。

●対象となる人

平成21年3月31日以降に離職した65歳未満の人で、次の要件に該当する人

○雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などで離職)

○雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどで離職)

●軽減の内容

所得割額の計算の基礎となる前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を計算します。

●対象期間

離職した翌日から翌年度の3月31日まで(社会保険などに加入し、国保の資格を喪失すると終了)。

●軽減を受けるための申告

雇用保険受給資格者証と印鑑を持って、保険年金課国民健康保険班または各支所住民室で手続きをしてください。

●被災した人の減免

被害の程度や所得の状況に応じて、平成23年度の保険税を減免します。市が行った被害調査を基に手続きをしますので、申請の必要はありません。

●納税通知書の送付

7月中旬に郵送します。内容を確認してください。

保険税の納付方法

●普通徴収

納付書または口座振替で、7月から翌年2月まで、8回に分けて納めます。

●特別徴収

年金の支払い月に年金から直接引き落とされます。次の全てに該当する人が対象です。

・世帯内の国保加入者全員が世帯主も含め、65歳から74歳までの世帯

・特別徴収の対象となる年金(老齢基礎年金など)の年額が18万円以上で、保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えないこと
※今年度75歳になる人は、普通徴収になります。

保険税(料)を重複して納める心配はありません

75歳になる年は、後期高齢者医療制度の加入者となります。この年は保険税と後期高齢者医療制度の保険料をそれぞれ月割りで計算しますので、重複することはありません。

問い合わせ先
税務課課税班

☎ 62・5321